

2019年10月1日から

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が義務化されます

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した火災を踏まえて、消防法令が平成30年3月28日に改正され、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されることとなりました。



改正前

延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器の設置が必要

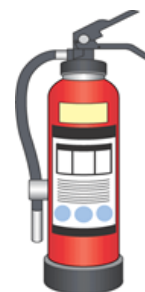


改正後

- 1 延べ面積150㎡未満の飲食店等は消火器の設置が必要⇒【今回の改正で追加】
ただし、次のいずれかにあてはまる場合は設置不要
(1) 火を使用する設備又は器具 (※1)を設けていない場合
(2) 火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置 (※2)が設けられている場合 (※1、※2は裏面参照)
- 2 延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器の設置が必要 ⇒【改正前と同様】

消火器の設置

- 1 消火器は、業務用のものを設置してください。
- 2 火気を使用する部分から20m以内の場所に設置してください。
- 3 設置場所には「消火器」の標識を見やすい位置に設置してください。



※1 火を使用する設備・器具とは

飲食物を提供するため、調理を目的として消防法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」が該当します。

(IH調理器は除く。)

例：レンジ、フライヤー、かまど、こんろ、ガステーブル等

※2 防火上有効な措置とは

【調理油過熱防止装置】

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置



(Siセンサー)



(PSマーク)

【自動消火装置】

火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置

【圧力感知安全装置】

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置

設置した消火器は定期的に点検・報告が必要です！

設置した消火器は、6か月ごとに点検を実施し、その結果を1年に1回管轄の消防署に報告してください。

● 自ら行う消火器の点検報告 (総務省消防庁)



QRコード



● 消火器点検アプリ (総務省消防庁)



QRコード

【問い合わせ先】 東近江行政組合消防本部予防課 TEL 0748-22-7603

近江八幡消防署予防係 TEL 0748-33-5119 八日市消防署予防係 TEL 0748-22-7610

日野消防署予防係 TEL 0748-52-0119 能登川消防署予防係 TEL 0748-42-0119

愛知消防署予防係 TEL 0749-45-4119